監 査 報 告 書

平成21年6月19日

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 理事長 小 田 豊 殿

監事 大沼 直紀 記監事 遠藤 淳子

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条4項の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

役員会(平成21年6月19日)に出席するほか、理事長等から事業の報告を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、平成20年度から新たに公認会計士の資格を持つ外部の者を監事監査の補助職員として命じ、契約の状況及び適切な情報開示について監査を実施しました。この補助職員から報告を受けた資料等に基づき会計帳簿等の監査(平成21年5月28日)を行い、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び給与水準につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 関係諸法令、規則等の実施状況並びに内規等の整備状況は適切に行われているものと認めます。
- (2) 研究所の運営は、適切に行われているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 役職員の給与水準は、適正であると認めます。
- (5) 入札の実施及び契約の締結が規定に従い実行され、適切な情報開示が行われているものと認めます。
- (6) 会計帳簿と貸借対照表及び損益計算書の記載内容は、合致しているものと認めます。
- (7) 貸借対照表及び損益計算書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の財産及び損益状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 利益処分に関する書類は、正しく整理されているものと認めます。
- (9) キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (10) 行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (11) 附属明細書は、正しく記載されているものと認めます。
- (12) 決算報告書は、正しく整理されているものと認めます。
- (13) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。